

泉大津市教育委員会会議 令和8年第4回定例会

会 議 事 項

(令和8年4月15日)

会 議 事 項

- 日程第 1 議案第 23 号 教育事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価の実施について
- 日程第 2 議案第 24 号 泉大津市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の制定について
- 日程第 3 議案第 25 号 泉大津市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市池上曾根史跡公園運営委員の委嘱について
- 日程第 4 議案第 26 号 泉大津市社会教育委員の委嘱について
- 日程第 5 議案第 27 号 教育委員会から文化芸術振興会議への諮問について
- 日程第 6 報告第 5 号 泉大津市学校運営協議会委員の任命について
- 日程第 7 報告第 6 号 「令和 8 年度 学校園に対する教育方針」について
- 日程第 8 報告第 7 号 泉大津市立図書館会議室等使用料徴収及び収納事務の委託に係る告示について
- 日程第 9 報告第 8 号 泉大津市教育委員会の後援名義使用について
- 日程第 10 議案第 28 号 教育委員会から社会教育委員会議への諮問について
【非公開】

教育委員会資料
8. 4. 15
教育政策課

議案第 23 号

教育事務の管理及び執行の状況に関する点検
及び評価の実施について

1 趣 旨

教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものである。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

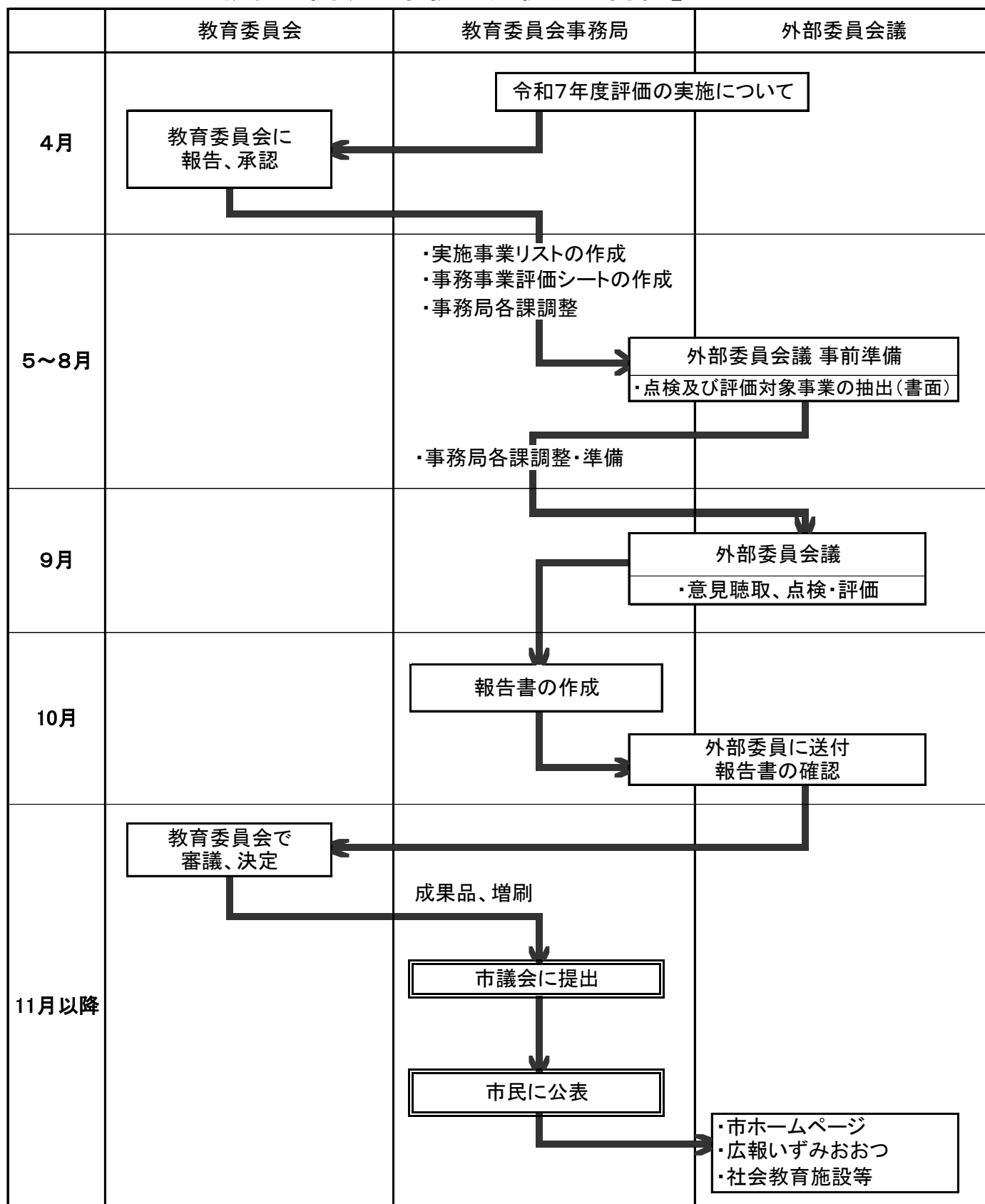
第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 内 容

別紙 1 のとおり

令和8年度(令和7年度事業)
「教育に関する事務の点検及び評価」フロー図



議案第24号

泉大津市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱の制定について

1 趣 旨

泉大津市文化財保存活用地域計画策定協議会を設置するのに必要な事項を定めるため、要綱を制定するものである。

2 内容

別紙2のとおり。

3 施行期日

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

(案)

泉大津市教育委員会公告第 号

泉大津市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)第 183 条の 3 の規定による文化財の保存及び活用に関する総合的な計画(以下「文化財保存活用地域計画」という。)の作成等に資するため、法第 183 条の 9 の規定に基づき、泉大津市文化財保存活用地域計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 泉大津市文化財保存活用地域計画(以下「計画」という。)の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に係る連絡調整及び助言に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化財保護に関する識見を有する者
- (3) 文化財の所有者及び関係者
- (4) 商工関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 公職等にあることにより委嘱された委員は、当該理由がやんだときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第 7 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 8 条 協議会の事務局は、教育委員会事務局生涯学習課におく。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

(招集の特例)

2 第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、最初に行われる協議会の招集は、教育長が行う。

議案第25号

泉大津市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市 池上曾根史跡公園運営委員の委嘱について

1 趣 旨

泉大津市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市池上曾根史跡公園の管理運営について必要な事項を審議する機関として、令和8年4月1日施行した泉大津市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市池上曾根史跡公園運営委員会規則に基づき、学識経験を有する者、その他教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が委嘱するものである。

2 根拠法令

泉大津市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市池上曾根史跡公園運営委員会規則

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、5年以内で教育委員会が定める期間とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委嘱期間

令和 8 年 5 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日

4 候補者

別紙 3 のとおり

泉大津市立池上曾根弥生学習館及び泉大津市
池上曾根史跡公園運営委員の候補者名簿

	氏名	委嘱	所属・役職等	年齢	備考（専門分野）
1	伊藤 淳史	新規	京都大学大学院文学研究科附属文化遺産学・人文知連携センター 助教	60	考古学
2	辻岡 信也	新規	針原辻岡法律事務所	53	法律
3	辻本 法子	新規	桃山学院大学 経営学部 教授	60	経営
4	菱田 哲郎	新規	兵庫県立博物館 館長	66	博物館学
5	矢本 浩教	新規	矢本浩教公認会計事務所	48	会計

議案第26号

泉大津市社会教育委員の委嘱について

1 趣 旨

泉大津市社会教育委員に関する条例に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、泉大津市教育委員会が委嘱するものである。

2 根拠法令

社会教育法

第四章 社会教育委員

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

3 定員及び任期

定員7名（泉大津市社会教育委員に関する条例 第3条）

任期2年（泉大津市社会教育委員に関する条例 第4条）

4 委嘱期間

令和8年5月1日から令和10年4月30日

5 候補者

別紙4のとおり

社会教育委員の候補者名簿

(期間：令和 8 年 5 月 1 日～令和 1 0 年 4 月 3 0 日)

(定員 7 名)

	氏名	委嘱	内容	年齢	備考
1	オカザキ ユタカ 岡崎 裕	継続	学識経験者	6 3	和歌山大学教育学部教授
2	トミヤマ コウゾウ 富山 浩三	継続	学識経験者	6 3	大阪体育大学体育学部教授
3	イノウエ サトシ 井上 敏	継続	学識経験者	5 7	桃山学院大学経営学部教授
4	スギヤマ シンペイ 杉山 晋平	継続	学識経験者	4 7	明治大学文学部専任准教授
5	オオニシ タカナオ 大西 孝尚	新規	社会教育関係者	6 5	スポーツ協会理事、ソフトボール連盟会長
6	ユウセン アツコ 祐仙 淳子	継続	社会教育関係者	6 9	文化協会理事、絵本作家
7	クスモト カズオ 楠本 和夫	継続	市民公募	4 9	大阪市教育委員会事務局

議案第27号

教育委員会から文化芸術振興会議への諮問について

1 諮問事項

第4次泉大津市文化芸術振興計画の策定に関すること。

2 諮問理由

泉大津市における文化芸術の振興を目的に、令和9年3月をもって計画期間が終了する第3次泉大津市文化芸術振興計画の後継計画を策定する必要があることから、文化芸術振興会議に諮問を行うものである。

3 根拠法令

泉大津市文化芸術振興条例（平成19年2月28日）条例第1号
（文化芸術振興計画の策定）

第5条 市は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、泉大津市文化芸術振興計画（以下、「振興計画」という。）を策定するものとする。

3 振興計画の策定にあたっては、事情に規定する泉大津市文化芸術振興会議の意見を聴くとともに、市民の意見を反映させるための措置を講じなければならない。

泉大教委第 号

令和 8 年 4 月 日

泉大津市文化芸術振興会議 会長 様

泉大津市教育委員会

泉大津市文化芸術振興計画の策定について（諮問）

泉大津市文化芸術振興条例第 5 条第 3 項の規定に基づき、泉大津市文化
芸術振興計画の策定について、貴会議の意見を求めます。

泉大津市文化芸術振興会議委員名簿

藤野 一夫	神戸大学大学院 国際文化学研究科 名誉教授
原 久子	大阪電気通信大学総合情報学部 ゲーム＆メディア 学科 教授 大学院 総合情報学研究科 デジタルアート・アニメーション学コース 教授
吉田 隆之	大阪公立大学 大学院経営学研究科都市経営専攻 教授
高山 滉平	株式会社アトリエ Subaru 取締役社長
辻 笙	立体紙切り師
佐藤 維	泉大津市吹奏楽団団長
矢野 千寿	公募市民

(敬称略)

第4次文化芸術振興計画について

<計画の名称>

第4次泉大津市文化芸術振興計画（仮称）

<計画の期間>

令和9年4月～令和14年3月（5か年）

<計画の主旨>

- ・文化芸術振興基本法や泉大津市文化芸術振興条例などの関係法令に基づき、泉大津市総合計画及び泉大津市教育振興基本計画と整合を図りながら策定するもので、泉大津市教育振興基本計画が掲げる方針4施策（2）「文化芸術」部分に位置づける。
- ・令和9年3月に第3次計画が満了し、4月から5年間の計画を作成する。

<策定スケジュール(予定)>

令和8年4月	教育委員会から文化芸術振興会議への諮問
令和8年6月	第1回文化芸術振興計画策定委員会の開催
令和8年9月	第2回文化芸術振興計画策定委員会の開催
令和8年11月	第3回文化芸術振興計画策定委員会の開催
令和8年11月	厚生文教委員会にて中間報告
令和8年12月	パブリックコメント実施
令和9年1月	第4回文化芸術振興計画策定委員会の開催
令和9年2月	厚生文教委員会にて成果報告
	文化芸術振興会議から教育委員会へ答申
	公告
令和9年4月	計画実施

報告第 5 号

泉大津市学校運営協議会委員の任命について

1 趣 旨

第3回教育委員会会議定例会の議案第11号において承認された令和8年度の学校運営協議会委員の任命について、委員が決定したので報告するもの。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会会議規則

(委任事務等の報告)

第11条 教育長は、教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和49年泉大津市教育委員会規則第4号）第2条で委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を委員会に遅滞なく報告しなければならない。

泉大津市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(委員の任命)

第7条 協議会の委員は、10名（2以上の学校について1の協議会を設置する場合にあっては、15名）以内とし、次に掲げる者のうちから、校長の推薦により、教育委員会が任命する。

3 任 期

1年（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

4 学校運営協議会委員名簿

別紙6のとおり

令和 8 年度 学校運営協議会委員

戎小学校

(所属団体・役職等は令和 7 年度時点)

	氏 名	備考（所属団体・役職等）	委員区分
1	西野 益枝	戎地区 主任児童委員	地域住民
2	大野 良子	宇多地区 元民生委員	地域住民
3	宿南 洋一	元 P T A 会長	地域住民
4	吉峯 加奈子	住友ゴム工業株式会社 泉大津工場 総務課	学校の運営に資する活動を行う者
5	神野 典子	えびす認定こども園園長	学校の運営に資する活動を行う者
6	新福 和也	元 P T A 会長	保護者

旭小学校

	氏 名	備考（所属団体・役職等）	委員区分	
1	田中 昭男	現 本校学校運営協議会委員 現 地域学校協働活動推進員	地域住民	
2	下出 一	現 本校学校運営協議会委員	地域住民	
3	齋藤 隆行	現 本校学校運営協議会委員	地域住民	
4	武輪 佳代	みらい応援隊	地域住民	新
5	別府 純子	みらい応援隊	地域住民	新

穴師小学校

	氏 名	備考（所属団体・役職等）	委員区分	
1	櫻澤 宏尚	元穴師小学校 P T A 会長	保護者	
2	山口 篤史	元穴師小学校 P T A 会長	保護者	
3	藤田 真由美	元穴師小学校 P T A 会長 現穴師小学校 P T A 役員	保護者	
4	邨田 光子	泉大津市民生委員児童委員協議会 穴師地区主任児童委員	学校の運営に資する活動を行う者	
5	萩上 好美	穴師幼稚園園長	学校の運営に資する活動を行う者	
6	中野 陽子	要保育所所長	学校の運営に資する活動を行う者	
7	井上 信久	泉大津市議会議員	地域住民	新

上條小学校

	氏 名	備考（所属団体・役職等）	委員区分	
1	木下 剛	上條小学校校庭緑化委員会委員長	学校の運営に資する活動を行う者	
2	矢野 千寿	北公民館コーディネーター	地域住民	
3	寺前 洋喜	元北助松商店街振興組合理事長	地域住民	
4	栗延さゆり	民生委員 主任児童委員	地域住民	新
5	着本 弘	北公民館関係者	地域住民	新

浜小学校

	氏 名	備考（所属団体・役職等）	委員区分	
1	梅津 司	令和8年度春日町自治会長 小地域ネットワーク会長	地域住民	
2	林 哲二	令和3年度浜小学校学校協議員	地域住民	
3	森元 美織	令和3年度浜小学校学校協議員 令和5年度春日町福祉委員長	地域住民	
4	今西 貴子	Smart Live 代表 社会保険労務士	地域住民	
5	西山 裕朗	令和8年度松之浜町自治会長	地域住民	
6	和田栗 貴子	令和7年度PTA会長	保護者	
7	豆井 真貴子	令和8年度PTA会長 令和7年度PTA副会長	保護者	新

条東小学校

	氏 名	備考（所属団体・役職等）	委員区分
1	藤田 弘	ミント条東スタッフ 元50周年記念事業会計監査 条東幼稚園協議委員	学校の運営に資する活動を行う者
2	武仲 愛	元条東小学校PTA副会長 元50周年記念事業プログラム企画委員長	保護者
3	川上 暁彦	条東小学校協議員 元小津中学校区地域教育協議会会長 元条東小学校PTA会長	学校の運営に資する活動を行う者
4	村田 嘉彦	元条東小学校PTA会長	学校の運営に資する活動を行う者
5	松倉 康之	元条東小学校PTA会長	地域住民

条南小学校

	氏 名	備考（所属団体・役職等）	委員区分
1	立石 ユミ	地域協働活動推進員 元条南小学校PTA役員	地域住民
2	高尾 利数	元条南小学校PTA会長	地域住民
3	出口 勝正	東陽中学校PTA会長 元条南小学校PTA会長	地域住民
4	西田 秀雄	寿町自治会長	学識経験者
5	西山 正樹	みらい応援隊	地域住民

楠小学校

	氏 名	備考（所属団体・役職等）	委員区分	
1	久井 孝則	地域学校協働活動推進員	地域住民	新 新
2	梶原 敦	(元) 誠風校区地域教育協議会副会長	地域住民	
3	田下 桂子	楠小学校PTA顧問	地域住民	
4	川崎 陽子	板原こどもの家代表	保護者	
5	勝野 弘子	(元) 楠小学校PTA会長	地域住民	
6	宮里 陽香	楠小学校学校協議員	保護者	
7	横澤 美紀	楠小学校学校協議員	保護者	
8	杉原 郁子	くすのき認定こども園 園長	学校の運営に資する 活動を行う者	

東陽中学校

	氏 名	備考（所属団体・役職等）	委員区分	
1	濱本 勝利	・現学校運営協議会会長 ・元PTA会長	地域住民	
2	尾上 かおる	・現学校運営協議会副会長 ・保護司	地域住民	
3	花野 照久	・現学校運営協議会委員 ・現同窓会長 ・元PTA会長	地域住民	
4	森田 則彦	・R5東陽ふれあいネット (地域活動委員会委員長) ・元PTA会長□	地域住民	
5	楠本 和夫	・元条南幼稚園・条南小学校PTA会長 ・元泉大津市PTA協議会会長 ・R4～R7泉大津市社会教育委員	地域住民	新

誠風中学校

	氏 名	備考（所属団体・役職等）	委員区分
1	堀畑由紀子	民生児童委員協議会 主任児童員	地域住民
2	兼西 美紀	令和4年度 誠風中学校PTA副会長 泉大津市家庭教育支援サポーター	地域住民
3	辻川 貴洋	（障がい者日中活動支援施設） ワークショップかりん 施設長	保護者
4	芦澤万里子	泉大津市家庭教育支援チームリーダー 日本プロカウンセリング協会泉大津校	その他教育委員会が 適当と認める者

小津中学校

	氏 名	備考（所属団体・役職等）	委員区分
1	今井 克範	元公益社団法人泉大津青年会議所理事長	学校の運営に資する 活動を行う者
2	米矢 吉宏	元小津中学校PTA会長	学校の運営に資する 活動を行う者
3	南出 桃子	元小津中学校PTA副会長	地域住民

教育委員会資料
8. 4. 15
指導課

報告第 6 号

「令和 8 年度 学校園に対する教育方針」について

1 趣 旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 5 号の規定に基づく、学校園に対する教育方針の作成について、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第 2 条及び第 3 条第 1 項により、教育長が教育事務を執行したので報告するものである。

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

(1～4 略)

5 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

(1) 略

(2) 学校教育、社会教育及び青少年教育の基本方針に関すること。

(3)～(8) 略

第 3 条 教育委員会は、会議の議決に基づき、前条各号に掲げる事務を教育長に臨時に代理させることができる。

泉大津市教育委員会会議規則

(委任事務等の報告)

第 11 条 教育長は、教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和 49 年泉大津市教育委員会規則第 4 号）第 2 条で委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を委員会に遅滞なく報告しなければならない。

3 別冊資料

「令和 8 年度 学校園に対する教育方針」

報告第 7 号

泉大津市立図書館会議室等使用料徴収及び収納事務の委託 に係る告示について

1 趣 旨

地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、泉大津市立図書館の会議室等の使用料についての徴収事務並びに収納事務を委託したので、同条第2項及び泉大津市財務規則第32条第2項の規定により告示したものである。

2 根拠法令

地方自治法第243条の2

普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第243条の2の6までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

泉大津市財務規則

（徴収又は収納事務の委託）

第32条 地方自治法第243条の2第1項の規定により私人に公金の徴収又は収納に

関する事務を委託しようとするときは、委託先、委託金額の種類、委託期間、委託料その他委託契約に必要とする内容を示す書類を作成の上、会計管理者に協議しなければならない。

2 前項の規定により指定公金事務取扱者（前項の規定による委託を受けた者をいう。

以下この条において同じ。）に徴収又は収納の事務を委託したときは、次の事項を掲げて告示し、かつ、公表しなければならない。

- (1) 指定公金事務取扱者の住所氏名
- (2) 委託した事務の範囲
- (3) 委託した期間
- (4) 徴収又は収納の方法
- (5) その他必要と認める事項

3 内容

別紙7のとおり。

泉大津市告示第 8 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、泉大津市立図書館の会議室及び多目的ルーム（附属設備を含む。以下「会議室等」という。）使用料の徴収事務並びに収納事務を行う指定公金事務取扱者を次のとおり指定し、同事務を委託したので、同条第 2 項及び泉大津市財務規則（昭和 4 4 年泉大津市規則第 7 号）第 3 2 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

泉大津市長 南 出 賢 一

1 受託者（指定公金事務取扱者）

泉大津市旭町 2 2 番 4 5 号

株式会社テクスピア大阪

代表取締役 川上 裕

2 委託事務

泉大津市立図書館の会議室等使用料に係る公金の徴収事務並びに収納事務を含む図書館の会議室等に係る事務全般の業務

3 指定公金事務取扱者指定日

令和 8 年 4 月 1 日

4 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5 公金の徴収及び収納の方法

図書館会議室等使用料 現金等

教育委員会資料
8 . 4 . 1 5
教育政策課

報告第 8 号

泉大津市教育委員会の後援名義使用について

1 趣 旨

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱に基づき、後援を承認したので報告するものである。

2 根拠法令

泉大津市教育委員会の後援等に関する要綱

第 6 条第 2 項 教育長は前項の規定により専決処理をしたときは、事後その旨を委員会に報告しなければならない。

3 報告対象期間

令和 8 年 3 月 1 日（日）～ 令和 8 年 3 月 3 1 日（火）

4 内 容

別紙 8 のとおり

【承認】

番号	専決日	実施日	件名	申請団体
1	R8.3.2	R8.3.8	おやこdeたのしむハピラキまつり	泉大津中央商店街やっтар会
2	R8.3.3	①R8.7.19 ②R8.10.3	泉州中学校・高等学校進学説明会2027	泉州中学校・高等学校進学説明会2027実行委員会
3	R8.3.6	R8.3.21～ R8.3.22	eスポーツゲームクリエイターアカデミー2026春	泉佐野市
4	R8.3.6	R8.4.26	泉穴師神社第三回春の賑やかし祭	穴師校区のまちづくりを考える会
5	R8.3.9	R8.3.28	第12回助松公園さくらまつり	助松公園さくら保存会
6	R8.3.9	R8.6.28	第57回大阪学童保育研究集会	大阪学童保育連絡協議会
7	R8.3.13	R8.8.30	ジュニアミュージカル発表会「宇宙のHACHI 2026」	劇団Little★Star -team Spica-

【不承認】

番号	専決日	件名	申請団体
1	R8.3.31	キッズ・マネースクール	一般社団法人ミライエラボ